

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公表番号】特表2010-528769(P2010-528769A)  
 【公表日】平成22年8月26日(2010.8.26)  
 【年通号数】公開・登録公報2010-034  
 【出願番号】特願2010-511262(P2010-511262)  
 【国際特許分類】

A 6 1 M 19/00 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 B 8/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 19/00

A 6 1 M 25/00 3 1 4

A 6 1 M 25/00 3 1 2

A 6 1 B 8/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月1日(2011.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の神経の持続的な遮断を提供するためのアセンブリであって、シャフト部分と先端部分とを有する中空針導管と、前記導管のシャフト部分の長さに沿って配置された非導電性層と、前記針の少なくとも一部分に沿って延在するエコー源性面とを含む針と、

近位端と遠位端とを有するカテーテルのシャフトを含むカテーテルであって、前記カテーテルは前記針の前記シャフト部分の中に入る大きさを有し、前記カテーテルのシャフトは麻酔薬を前記神経の近傍に送達するための孔を有するカテーテルと、を含む、アセンブリ。

【請求項2】

前記カテーテルの少なくとも一部分が、該一部分を超音波可視化のもとで可視化できるようなエコー源性能力を備える、請求項1に記載のアセンブリ。

【請求項3】

前記カテーテルのシャフトの少なくとも一部分に沿って配置されたエコー源性面を含む、請求項2に記載のアセンブリ。

【請求項4】

前記針が前記神経に電気刺激を提供可能であり、且つ前記針及び前記カテーテルのそれぞれのエコー源性面が、前記超音波可視化の間に生成される超音波の反射を強めるように構成される、請求項3に記載のアセンブリ。

【請求項5】

前記カテーテルエコー源性面が、前記カテーテルのシャフトの前記遠位端に沿って配置される、請求項4に記載のアセンブリ。

【請求項6】

前記カテーテルエコー源性面が前記カテーテルのシャフトの一部分に被せて装着された

バンドを含み、前記バンドが前記超音波の反射を強めるための変形部分がある上に形成された外表面を含む、請求項 4 に記載のアセンブリ。

【請求項 7】

前記カテーテルエコー源性面が、前記カテーテルの少なくとも遠位部分に沿って巻回されたコイル状リボンを含み、前記コイル状リボンの少なくとも一部分が、その上に形成された、前記超音波の反射を強めるための変形部分を有する、請求項 4 に記載のアセンブリ。

【請求項 8】

前記カテーテルの前記遠位部分が可撓性を有し、且つ前記コイル状リボンが、前記可撓性を実質的に維持するように前記遠位部分に沿って巻回される、請求項 7 に記載のアセンブリ。

【請求項 9】

超音波可視化の間に生成される前記針のエコー源性面からの超音波の反射が、前記カテーテルのエコー源性面からの超音波の反射と視覚的に異なるようにして前記それぞれのエコー源性面が構成される、請求項 4 に記載のアセンブリ。

【請求項 10】

前記針のエコー源性面が前記非導電性層の少なくとも一部分を被覆する外層を含み、前記外層がその長さに沿って配置された複数の変形部分を含み、前記中空針導管が、導電極と電気的に接続されると導電性となるような構造を有し、前記非導電性層が前記導管のシャフト部分を実質的に被覆し、前記先端部分は被覆しない、請求項 4 に記載のアセンブリ。

【請求項 11】

医療手技における超音波可視化に好適なエコー源性カテーテルであって、  
近位端と、遠位端と、少なくとも部分的に貫通する孔とを有するカテーテルのシャフトであって、略可撓性ポリマー組成物により形成されるカテーテルのシャフトと、  
前記カテーテルのシャフトの少なくとも遠位部分の周りに巻回されたコイル状リボンであって、前記リボンの表面に沿って、超音波可視化のもとで前記リボン可視化できるように超音波を反射する形状及び位置の変形部分を含むコイル状リボンと、  
を含む、エコー源性カテーテル。

【請求項 12】

前記カテーテルのシャフトが、ウレタン、ナイロン、ポリエチレン、PTFE 又はシリコンにより形成され、前記リボンが金属又は金属合金を含む、請求項 11 に記載のエコー源性カテーテル。

【請求項 13】

前記カテーテルのシャフトが、ウレタン又はナイロンにより形成され、前記リボンが、ステンレス鋼、ニッケル - チタン合金、銅合金又は白金を含む、請求項 12 に記載のエコー源性カテーテル。